

○厚生労働省令第九十号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第一項、第七十二条第一項、第七十四条の二及び第七十五条第三項の規定に基づき、クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月三十日

厚生労働大臣 上野賢一郎

クレーン等安全規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令

（クレーン等安全規則の一部改正）

第一条 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就業制限) 第二十二條 事業者は、次の各号に掲げる業務については、当該各号に掲げる者でなければ、当該業務に就かせてはならない。</p> <p>一 令第二十条第六号に掲げる業務のうち次の二号に掲げる業務以外の業務 クレーン・デリック運転士免許を受けた者(第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をスイッチ操作の無線コントローラーを用いて床上で運転し(クレーンのつり具の重心を通る鉛直線と床面の交点から水平に十五メートルの範囲内の床上で運転する場合に限る。)、かつ、その走行及び横行の定格速度が一・一メートル毎秒以下のクレーン(以下「床上無線運転式クレーン」という。))及び有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン(第三号のクレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。))に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。)</p> <p>二 令第二十条第六号に掲げる業務のうち床上無線運転式クレーン及び床上運転式クレーン(以下「床上無線運転式クレーン等」という。))の運転の業務 クレーン・デリック運転士免許を受けた者</p> <p>三 令第二十条第六号に掲げる業務のうち有線コントローラーを用いて床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とと</p>	<p>(就業制限) 第二十二條 事業者は、令第二十条第六号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。ただし、床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーン(以下「床上操作式クレーン」という。))の運転の業務については、床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者を当該業務に就かせることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

にも移動する方式のクレーン（以下「床上操作式クレーン」という。）の運転の業務 クレーン・デリック運転士免許を受けた者又は床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者

（就業制限）

第百八条 事業者は、令第二十条第八号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者（第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者及び同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（クレーン・デリック運転士免許）

第二百二十三条 クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一 （略）

二 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

三 第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

（就業制限）

第百八条 事業者は、令第二十条第八号に掲げる業務については、クレーン・デリック運転士免許を受けた者でなければ、当該業務に就かせてはならない。

（クレーン・デリック運転士免許）

第二百二十三条 クレーン・デリック運転士免許は、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

一 （略）

二 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験に合格した者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習を修了したもの

三 第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を、床上で運転し、かつ、当該運転をする者がクレーンの走行とともに移動する方式のクレーン（床上操作式クレーンを除く。以下「床上運転式クレーン」という。）に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者で、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号及び第四号に掲げる科目（デリックに係る部分に限る。）に合格し、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技教習（床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。）を修了したもの

四〇六 (略)

(限定免許)

第二百二十四条の四 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

- 一 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)に合格した者(以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。)で、床上無線運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

- 二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技講習を修了したもの

2 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 (略)

- 二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技講習(床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了したもの

三 前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技講習(床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了したもの

四 (略)

四〇六 (略)

(限定免許)

第二百二十四条の四 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

- 一 クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目(クレーンに係る部分に限る。)に合格した者(以下この条において「クレーン限定学科試験合格者」という。)で、床上運転式クレーンを用いて行う実技試験に合格したもの

- 二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内に床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技講習を修了したもの

2 都道府県労働局長は、次の者に対し、その取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定してクレーン・デリック運転士免許を与えることができる。

一 (略)

- 二 クレーン限定学科試験合格者で、当該学科試験が行われた日から起算して一年以内にクレーン運転実技講習を修了したもの

三 前項の規定によりその取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けている者で、クレーン・デリック運転士免許試験のうち、第二百二十六条第三項第一号に掲げる科目に合格し、又はクレーン運転実技講習を修了したもの

四 (略)

<p>(学科試験等の免除)      第二百二十七条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>一 クレーン運転実技教習(床上無線運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉤山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉤山(以下「鉤山」という。)においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン(床上無線運転式クレーン等及び床上操作式クレーンを除く。)の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者</p>	<p>(略)</p> <p>一 床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉤山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上無線運転式クレーン等の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者</p>
<p>免除する試験又は科目の範囲</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>(略)</p> <p>実技試験のうち、前条第三項第一号に掲げる科目(床上無線運転式クレーンを用いて行うものに限る。)及び同項第二号に掲げる科目</p>	

<p>(学科試験等の免除)      第二百二十七条 都道府県労働局長は、次の表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる。</p>	<p>免除を受けることができる者</p>	<p>一 クレーン運転実技教習(床上運転式クレーンを用いて行うものを除く。)を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉤山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項及び第四項の規定による鉤山(以下「鉤山」という。)においてつり上げ荷重が五トン以上のクレーン(床上操作式クレーン及び床上運転式クレーンを除く。)の運転の業務に一月以上従事した経験を有する者</p>	<p>(略)</p> <p>一 床上運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者で、その修了した日から起算して一年を経過しないもの</p> <p>二 鉤山においてつり上げ荷重が五トン以上の床上運転式クレーンの運転の業務に一月以上従事した経験を有する者</p>
<p>免除する試験又は科目の範囲</p>	<p>実技試験の全部</p>	<p>(略)</p> <p>実技試験のうち、前条第三項第一号に掲げる科目(床上運転式クレーンを用いて行うものに限る。)及び同項第二号に掲げる科目</p>	

(略)	<p>第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者</p>
(略)	<p>学科試験のうち、前条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）に、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目</p>

(略)	<p>第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者</p>
(略)	<p>学科試験のうち、前条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）に、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目</p>

(労働安全衛生規則の一部改正)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後

(免許の重複取得の禁止)

第六十四条 免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類  
の免許を重ねて受けることができない。ただし、次の各号に掲げる  
者が、当該各号に定める免許を受けるときは、この限りでない。

- 一 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以  
下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定  
により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレ  
ーン等（クレーン則第二十二号に規定する床上無線運転  
式クレーン等をいう。以下同じ。）に限定したクレーン・デリ  
ック運転士免許を受けている者 取り扱うことのできる機械の  
種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許又は同条第二  
項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに  
限定したクレーン・デリック運転士免許

二 (略)

(免許証の交付)

第六十六条の二 (略)

2 (略)

3 クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うこ  
とのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したク  
レーン・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱  
うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転  
士免許若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機  
械の種類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を  
与えるとき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種  
類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受  
けている者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しな

改正前

(免許の重複取得の禁止)

第六十四条 免許を現に受けている者は、当該免許と同一の種類  
の免許を重ねて受けることができない。ただし、次の各号に掲げる  
者が、当該各号に定める免許を受けるときは、この限りでない。

- 一 クレーン等安全規則（昭和四十七年労働省令第三十四号。以  
下「クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定  
により取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーン  
（クレーン則第二百二十三号に規定する床上運転式クレ  
ーンをいう。以下同じ。）に限定したクレーン・デリック運転  
士免許を受けている者 取り扱うことのできる機械の種類を限  
定しないクレーン・デリック運転士免許又は同条第二項の規定  
により取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定した  
クレーン・デリック運転士免許

二 (略)

(免許証の交付)

第六十六条の二 (略)

2 (略)

3 クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うこ  
とのできる機械の種類を床上運転式クレーン等に限定したクレーン  
・デリック運転士免許を現に受けている者に対し、取り扱うこ  
とのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許  
若しくは同条第二項の規定により取り扱うことのできる機械の種  
類をクレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を与える  
とき又は同項の規定により取り扱うことのできる機械の種類をク  
レーンに限定したクレーン・デリック運転士免許を現に受けてい  
る者に対し、取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレ

いクレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
(略)	(略)
令第二十条第六号の業務のうち次の二項に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許を受けた者を除く。）
令第二十条第六号に掲げる業務のうち床上無線運転式クレーン等の運転の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
令第二十条第六号の業務のうちクレーン則第二百三条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務	一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
(略)	(略)
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者（クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン

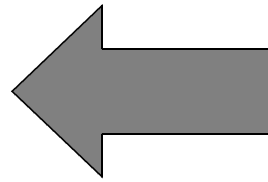
クレーン・デリック運転士免許を与えるときは、クレーン・デリック運転士免許に係る免許証を、その者が現に有する免許証と引換えに交付するものとする。この場合において、その者がクレーン・デリック運転士免許と異なる種類の免許を現に受けているときは、当該クレーン・デリック運転士免許に係る免許証に、当該異なる種類の免許に係る事項を記載するものとする。

別表第三（第四十一条関係）

業務の区分	業務につくことができる者
(略)	(略)
令第二十条第六号の業務のうち次の項に掲げる業務以外の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者
(新設)	(新設)
令第二十条第六号の業務のうち床上で運転し、かつ、当該運転をする者が荷の移動とともに移動する方式のクレーンの運転の業務	一 クレーン・デリック運転士免許を受けた者 二 床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者
(略)	(略)
令第二十条第八号の業務	クレーン・デリック運転士免許を受けた者

(略)	
(略)	<p>ーン等に限定したクレーン・デリック          運転士免許を受けた者及び同条第二項          の規定により取り扱うことのできる機          械の種類をクレーンに限定したクレー          ン・デリック運転士免許を受けた者を          除く。)</p>
(略)	
(略)	

様式第十二号の裏面を次のように改める。



【備考】

- 1 □□□で表示された枠(以下「記入枠」という。)に記入する文字は、光学的読取装置(OCR)で直接読み取りを行うので、この用紙は汚したり、穴をあけたり、必要以上に折り曲げたり、のり付けしたりしないこと。
- 2 記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合には該当事項を○で囲むこと。
- 3 記入枠の部分は、必ず黒のボールペンを使用し、枠からはみ出さないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載すること。  
なお、濁点及び半濁点は同一の記入枠に「ガ」「バ」等と記入すること。
- 4 免許申請の場合は、「申請者氏名」、「生年月日」及び「住所」の欄に記入した事実を証する書面(以下「本人確認証明書」という。)並びに免許を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 5 免許証再交付申請の場合は、滅失によるものにあつては本人確認証明書、損傷によるものにあつては従前の免許証を添付すること。
- 6 免許証書替申請の場合は、従前の免許証及び記載事項の異同を証する書面を添付すること。
- 7 免許証更新申請の場合は、従前の免許証及び免許の有効期限の更新を受ける資格を有することを証する書面を添付すること。
- 8 下記の免許種類コード表を参照して記入すること。
- 9 旧姓を使用した氏名又は通称(以下「旧姓等」という。)の併記を希望しない場合は「0」、希望する場合には「2」を記入し、「併記を希望する氏名又は通称」欄に、希望する旧姓等を記入すること。
- 10 下記の住所地・交付局コード一覧を参照して記入すること。
- 11 住所と免許証の送付先が同じ場合は「0」、異なる場合は「1」を記入し、送付先欄に送付先を記入すること。
- 12 免許証の送付先が住所と異なる場合に記入すること。また、㊹送付先希望欄に「1」が記入されていることを確認すること。
- 13 当該免許申請の外に旧様式免許証を所持する者は、「1」を記入し、下記の免許種類コード表を参照して、㊸の下の該当する免許欄を○で囲み、所持免許申告欄(別紙)に記入すること。

収入印紙欄 (収入印紙は、申請者において消印しないこと。)

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

収入印紙は、所定事項を全て記入した後に貼り付けること。

(住所地・交付局コード一覧)

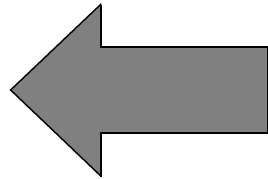
北海道…01	栃木…09	石川…17	滋賀…25	岡山…33	佐賀…41
青森…02	群馬…10	福井…18	京都…26	広島…34	長崎…42
岩手…03	埼玉…11	山梨…19	大阪…27	山口…35	熊本…43
宮城…04	千葉…12	長野…20	兵庫…28	徳島…36	大分…44
秋田…05	東京…13	岐阜…21	奈良…29	香川…37	宮崎…45
山形…06	神奈川…14	静岡…22	和歌山…30	愛媛…38	鹿児島…46
福島…07	新潟…15	愛知…23	鳥取…31	高知…39	沖縄…47
茨城…08	富山…16	三重…24	島根…32	福岡…40	

(免許種類コード表)

コード	免許の種類	コード	免許の種類	コード	免許の種類
10	特級ボイラー技士	22	デリック運転士	31	林業架線作業主任者(林業架線技士)
11	一級ボイラー技士	23	移動式クレーン運転士	32	導火線発破技士
12	二級ボイラー技士	24	クレーン・デリック運転士 [床上運転式限定](注3)	33	電気発破技士
13	特別ボイラー溶接士			34	発破技士
14	普通ボイラー溶接士			50	第一種衛生管理者(衛生管理者)
15	ボイラー整備士	25	クレーン・デリック運転士 [無限定](注5)	51	衛生工学衛生管理者
16	特定第一種圧力容器取扱作業主任者			52	第二種衛生管理者
20	クレーン・デリック運転士 [クレーン限定](注1)			26	クレーン・デリック運転士 [床上無線運転式クレーン等限定](注6)
		61	潜水士		
	クレーン運転士 [無限定](注2)	30	ガス溶接作業主任者(溶接士) (アセチレン溶接主任者)	70	エックス線作業主任者
21	揚貨装置運転士			71	ガンマ線透過写真撮影作業主任者

注1 取り扱うことのできる機械の種類をクレーンに限定し、かつ、クレーンの種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。  
 注2 取り扱うことのできるクレーンの種類を限定しないクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)  
 注3 取り扱うことのできる機械の種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。  
 注4 取り扱うことのできるクレーンの種類を床上運転式クレーンに限定したクレーン運転士免許をいうこと。(平成18年3月31日以前)  
 注5 取り扱うことのできる機械の種類を限定しないクレーン・デリック運転士免許をいうこと。  
 注6 取り扱うことのできる機械の種類を床上無線運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許をいうこと。

様式第十六号を次のように改める。



（ ） 運転実技教習修了証

第 号

（ふりがな）  
氏 名

年 月 日生

住 所

上記の者は、 年 月 日より 年 月 日までの間に行った  
所定の（ ） 運転実技教習を修了したことを証する。

年 月 日

都道府県労働局長登録第 号

登録教習機関 代表者 氏 名 印

備考

- 1 様式中（ ）内には、揚貨装置、クレーン又は移動式クレーンの別を記入すること。
- 2 床上無線運転式クレーンを用いて行うクレーン運転実技教習を修了した者は、その旨を付記すること。
- 3 運転実技教習受講の申込時に旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望があつた場合には、氏名と併せて括弧書きで併記を希望する氏名又は通称を記入すること。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和九年四月一日から施行する。

### (様式に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）に  
より使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することが  
できる。

### (就業制限に関する経過措置)

第三条 事業者は、第一条の規定による改正後のクレーン等安全規則（以下「新クレーン則」という。）第  
二十二条及び第二条の規定による改正後の労働安全衛生規則別表第三の規定にかかわらず、労働安全衛生  
法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第二十条第六号に掲げる業務のうち新クレーン則第二十二  
条第一号に規定する床上運転式クレーン及び同条第三号に規定する床上操作式クレーンの運転の業務につ

ては、この省令の施行の際現に第一条の規定による改正前のクレーン等安全規則（以下この条において「旧クレーン則」という。）第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を旧クレーン則第二百二十三条第三号に規定する床上運転式クレーンに限定したクレーン・デリック運転士免許（以下「旧床上運転式限定免許」という。）を受けている者及び次条の規定により旧床上運転式限定免許を受けた者を、当該運転の業務に就かせることができる。この場合においては、労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十一条第二項の規定は、適用しない。

第四条 都道府県労働局長は、次に掲げる者に対し、なお従前の例により旧床上運転式限定免許を与えるものとする。

一 この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧床上運転式限定免許を受けることができる資格を取得した者で、施行日において当該免許を受けていないもの

二 附則第六条第一項の規定により行われる試験に合格した者

（免許試験に関する経過措置）

第五条 新クレーン則第二百二十四条の四第一項の規定により取り扱うことのできる機械の種類を床上無線

運転式クレーン等に限定したクレーン・デリック運転士免許試験を受けようとする者は、施行日前においても、労働安全衛生規則様式第十四号を都道府県労働局長（法第七十五条の二の指定試験機関が行う免許試験を受けようとする者にあつては、当該指定試験機関）に提出することができる。

第六条 都道府県労働局長は、施行日前に、クレーン・デリック運転士免許試験の学科試験のうち、クレーン等安全規則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）に合格した者であつて、当該学科試験が行われた日から起算して一年を超えないものに対し、なお従前の例により床上運転式クレーンを用いて行う実技試験を行うものとする。

2 法第七十五条の二から第七十五条の十二までの規定及びこれらの規定に基づく命令の規定は、前項の規定による試験について準用する。

第七条 都道府県労働局長は、新クレーン則第二百二十七条の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者については、それぞれ同表の下欄に掲げる試験又は科目の範囲でクレーン・デリック運転士免許試験の学科試験の全部若しくは一部又は実技試験の一部を免除することができる。

<p>免除を受けることができる者</p>	<p>旧床上運転式限定免許を受けた者</p>
<p>免除する試験又は科目の範囲</p>	<p>学科試験のうち、クレーン等安全規則第二百二十六条第二項第一号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）、同項第二号及び第三号に掲げる科目並びに同項第四号に掲げる科目（クレーンに係る部分に限る。）並びに実技試験のうち、同条第三項第二号に掲げる科目</p>

2 旧床上運転式限定免許を受けた者に係る労働安全衛生規則別表第五第五号及び別表第六の規定の適用については、「クレーン・デリック運転士免許」とあるのは、「旧床上運転式限定免許」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。